三原市立小泉小学校いじめ防止基本方針

１　はじめに

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるだけでなく，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは社会問題化しており，学校教育において，今，「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また，近年の急速な情報技術の発展により，インターネットへの動画の投稿，ラインなど，新たないじめ問題が生じ，いじめはますます複雑化，潜在化する様相を見せている。

こうした中，平成２５年６月２８日 「いじめ防止対策推進法 」が公布され，９月２８日に 施行された。これを受け今一度，すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し，学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組まなければならない。

このため，本校では，「いじめ防止対策推進法」第１３条に規定されている「学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その実情に応じ，当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき，「いじめ防止基本方針」を作成した。いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示し，いじめの未然防止，早期発見，早期対応についての基本的な認識や考え方，いじめ問題を学校全体として正しく理解し取り組んでいくこととする。

２　国の基本方針について

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

〇いじめは，全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

〇全ての児童生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

〇いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【基本方針の内容】

〇いじめの問題への対策を社会総がかりで進め，いじめの防止，早期発見，いじめへの対処，地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため，法により新たに規定された，地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制，いじめへの組織的な対応，重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに，これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

〇国の基本方針の実現には，学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し，いじめに対する意識改革を喚起し，いじめの問題への正しい理解の普及啓発や，児童生徒をきめ細かく見守る体制の

整備，教職員の資質能力向上などを図り，これまで以上の意識改革の取組とその点検，その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

３　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

〇冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
〇仲間はずれ，集団による無視をされる
〇軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
〇ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
〇金品をたかられる
〇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
〇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
〇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

４　いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば，暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について，小学校４年生から中学校３年生までの６年間で，被害経験を全く持たなかった児童生徒は１割程度，加害経験を全く持たなかった児童生徒も１割程度であり，多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

５　いじめ防止についての基本的な方向

（１）いじめの防止

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり，全ての児童生徒を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため，学校の教育活動全体を通じ，全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し，児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて，全ての児童生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また，これらに加え，あわせて，いじめの問題への取組の重要性について，地域，家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，全ての大人が連携し，児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため，定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等，組織的な対応を行うことが必要である。また，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ，関係機関との連携が必要である。

このため，教職員は平素より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておくことが必要であり，また，学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（４）地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り，健やかな成長を促すため，いじめの問題について学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。

また，より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては，例えば，学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）との適切な連携が必要であり，警察や児童相談所等との適切な連携を図るため，平素から，学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など，情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば，教育相談の実施に当たり必要に応じて，医療機関などの専門機関との連携を図ったり，法務局など，学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど，学校が，関係機関による取組と連携することも重要である。

６　組織の設置について

（１）組織設置の目的

学校におけるいじめの防止・いじめの早期発見及びいじめに対する対処等に対する措置を確実に行っていくため，組織的な対応を進める。

（２）構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，養護教諭，特別支援コーディネーター，当該学級担任等

※その他必要に応じて，三原市教育委員会，三原特別支援学校（教育相談主任），三原警察（沼田東交番），医療関係者，人権擁護委員，弁護士等，必要に応じて随時参画要請する。

（３）組織の役割

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

②いじめの相談・通報の窓口としての役割

③いじめの疑いがあるという情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録，共有，保存，引継ぎを行う役割

④いじめの疑いがあるという情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの迅速な情報共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援体制整備，対応方針の決定と保護者との連携等の対応，また，いじめであるかどうかの判断を組織的に行うための中核としての役割

（４）組織図

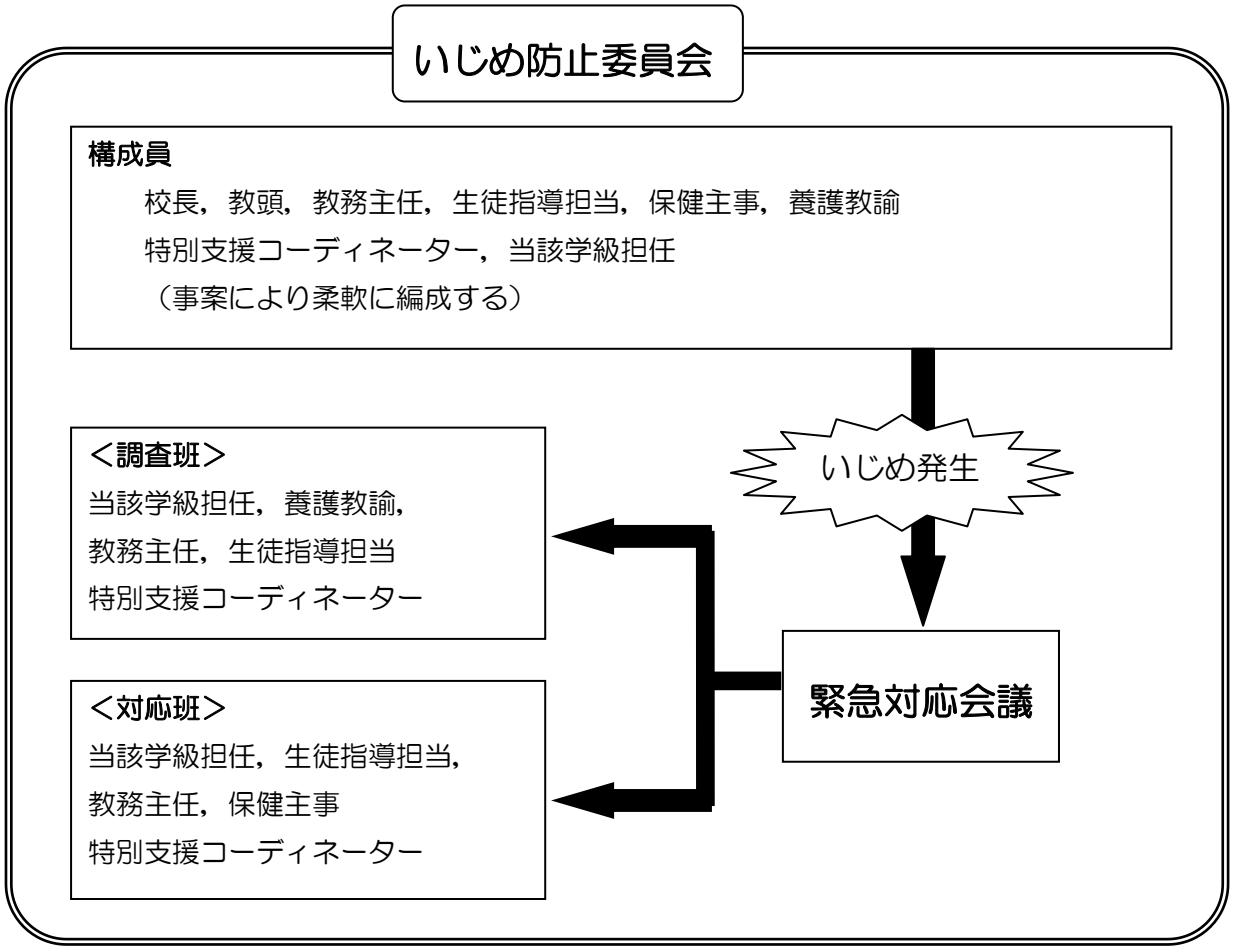

※　定例のいじめ防止委員会は，学期に１回程度開催する。

※　いじめ事案の発生時には，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査班や対応班等を編成し，対応する。

※　いじめ防止委員会での内容や事案に応じての対応については，暮会等で報告し，周知徹底させる。

７　いじめ防止についての具体的な取組内容

（１）未然防止のための取組

〇児童一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。

・日々の授業を通して，互いを認め合える人間関係づくりに努める。

・体験活動（社会体験・生活体験）等を通して，人とつながることの喜びを味わわせ，コミュニケーション力を育成する。

・全校で良い所見つけに取り組む。（小泉小学校５つの宝として表彰する）

〇いじめを許さない，見過ごさない雰囲気作りに努める。

・日常的にいじめ問題について考える指導をする。（授業，全校集会，学級活動，掲示物等）

・道徳教育，人権教育の充実を通して，生命尊重を基底においた人を大切にする態度を養う。

・学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。

・保護者との連携をとり，家庭でも，自分も友だちも大切にすること，決まりを守ることの大切さ，携帯電話やインターネット等を使うときのルール等について子どもと一緒に考えていただく。

（２）早期発見の取組

〇日記指導，１日の振り返り等を通して，日常的な行動の様子を把握する。

〇年間１回，また必要に応じて，給食の時間を活用して，担任による面接を行う。（面接時各学級に担任の代わりに給食指導にいく教職員が必要なため、高学年から随時行っていく。）

〇定期的なアンケート調査（毎学期１回，児童・保護者・教職員）と児童の欠席日数等の把握（毎月）

〇相談窓口の周知に努める。（校内掲示，学期ごとの通知文の配付）

〇相談窓口，保健室の利用等の情報の共有を月１回必ず行う。（生徒指導委員会）また，気になる場合はこれに限らず，すぐ教職員間での情報共有を行い，児童を大勢の目で見守る。

〇毎月１回の安全点検で，環境の変化を把握する。

〇各家庭においてインターネット等の利用状況をチェックしていただく。

（３）いじめへの対処について

いじめの早期解決のために，全職員が一致団結して，組織的に問題の解決にあたる。

〇いじめ対応マニュアルの整備と教職員への周知（４月）を行う。

〇いじめ問題を発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。　（複数対応）

〇情報収集を綿密に行い，事実確認（時系列での整理）をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

〇傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

〇学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

○いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら，指導を行っていく。

（４）重大事態への対処について

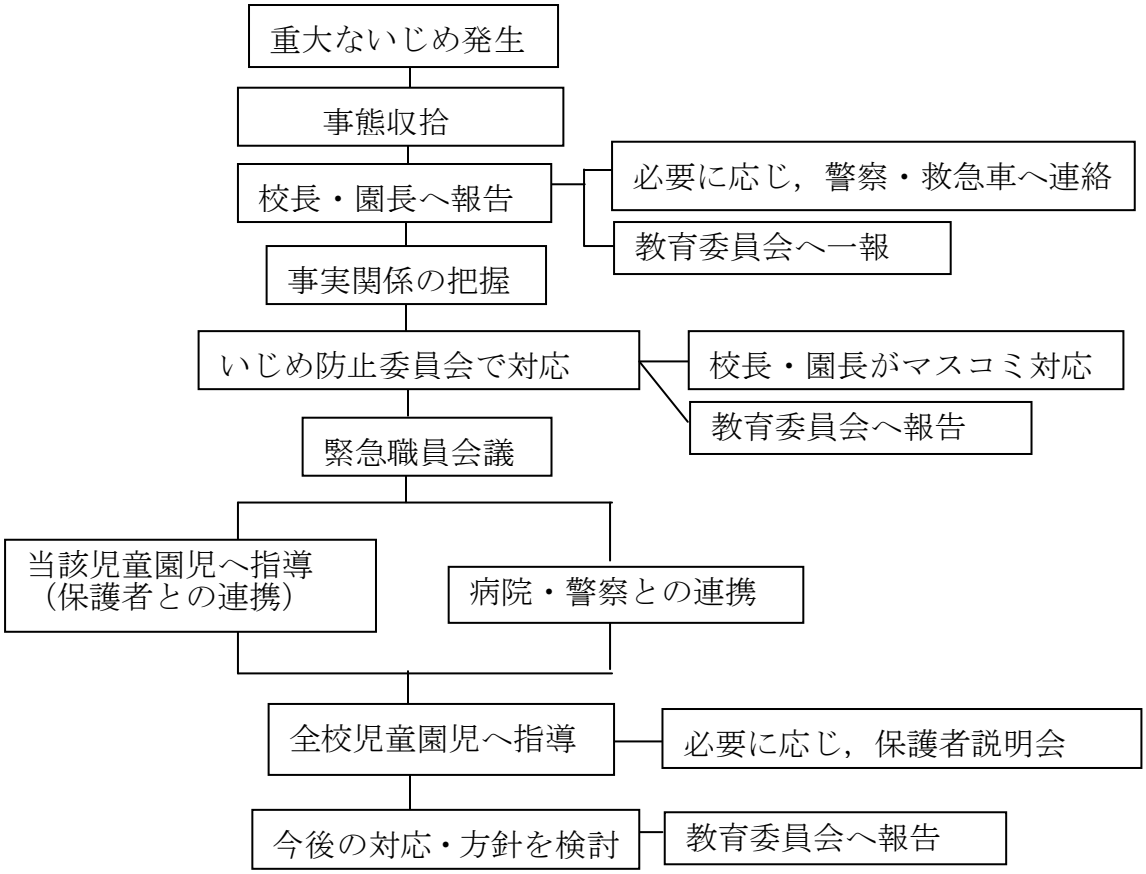

① 複数の教職員で現場に急行し，事態を収拾するとともに，校長・園長に報告する。
② 当該児童園児から迅速に事情を聴き，事実関係を正確に把握する（当該児童園児が複数の場合は別々に事情を聴く。）
③ 重大な事件・事故は，速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は，救急車を呼ぶ。
④ 重大な事態に対しては，いじめ防止委員会をつくり，生徒指導担当等が中心となり組織的に対応する。
⑤ 職員会議において，校長・園長が事件の状況を説明し，対応方針，教職員の役割分担，今後の日程等について指示する。
⑥ 全校児童・園児への指導においては，混乱を起こさないこと，プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童・園児及び保護者の了解を取っておくことが必要である。
⑦ 二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について，検討する。

（５）基本方針や取組についての検証・修正等について

①いじめ防止対策委員会において，各学期末にいじめの防止等にかかわる振り返りを行い，その結果に基づき実勢計画の修正を行う。

②いじめ防止対策委員会において各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，不登校児童数などいじめ防止等にかかわる具体的な数値を基に，年間の取組を検証し次年度の計画を作成

する。

９　教職員の資質能力向上について

いじめ問題に対する校内研修を年間計画に位置づけて実施する。

- いじめに対する基本認識
- 組織的な取組（マニュアル）の確認
- 教職員の言動等指導のあり方
- 事例研究

10　関係機関との連携について

三原市教育委員会，三原警察署（沼田東交番），民生児童委員，三原特別支援学校（教育相談主任），市児童福祉課との連携を行う。また，必要に応じて，機を逃さず人権擁護委員，心療内科などの医療機関等とも連携を行う。

11　地域や家庭との連携について

（１）早期発見のために

- いじめアンケートを実施する。（年間３回）
- 相談窓口の周知を図る。（文書配付年間２回，校内掲示）
- 学校評議員，町内会長，交通指導員等から定期的に地域での児童の様子を聞く。

（２）解決のために

- 家庭との連携をいつも以上に密に行い，学校の取組についてきちんと伝えるとともに，家庭での様子や友だち関係について情報を集める。
- 決して学校内だけで問題の解決をするようなことはしない。